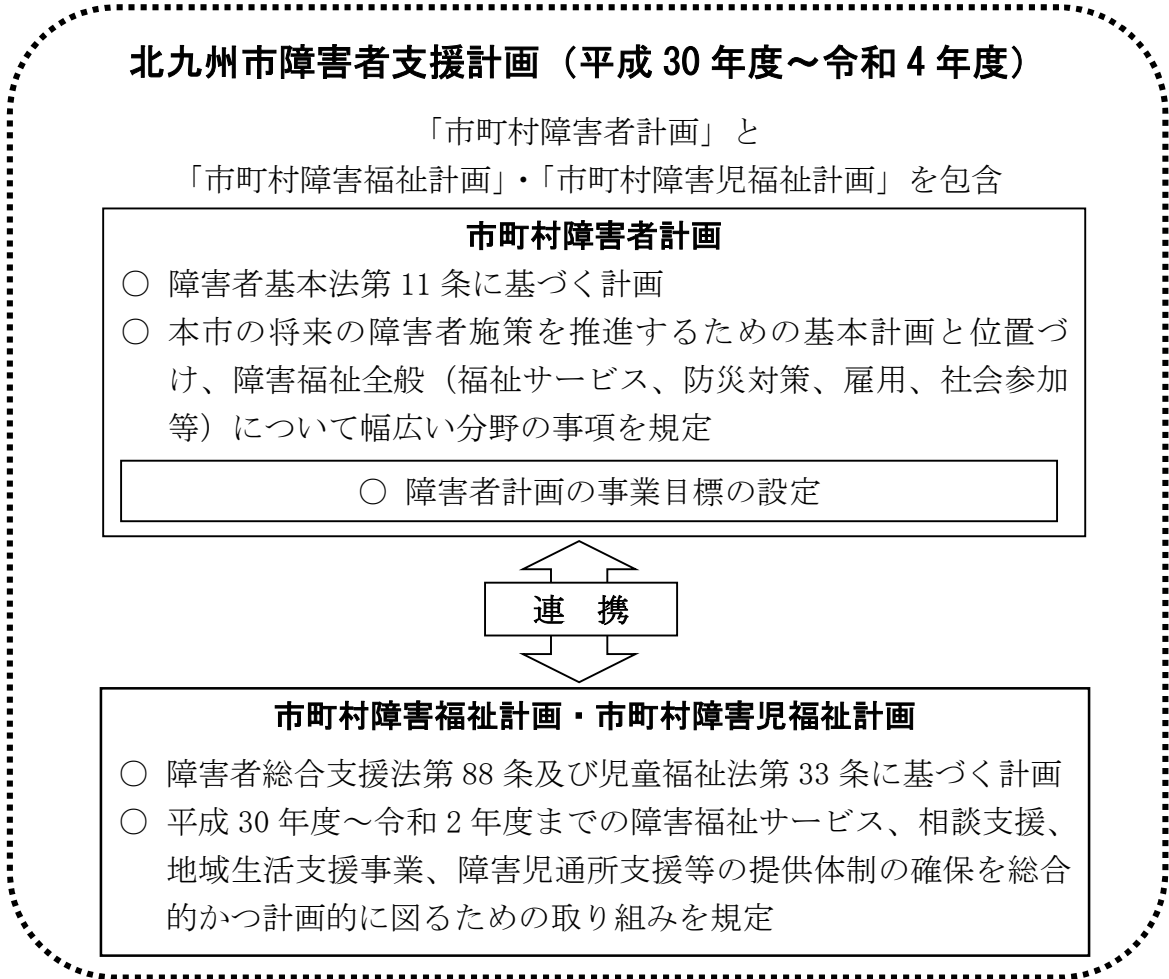


「北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和4年度）」について

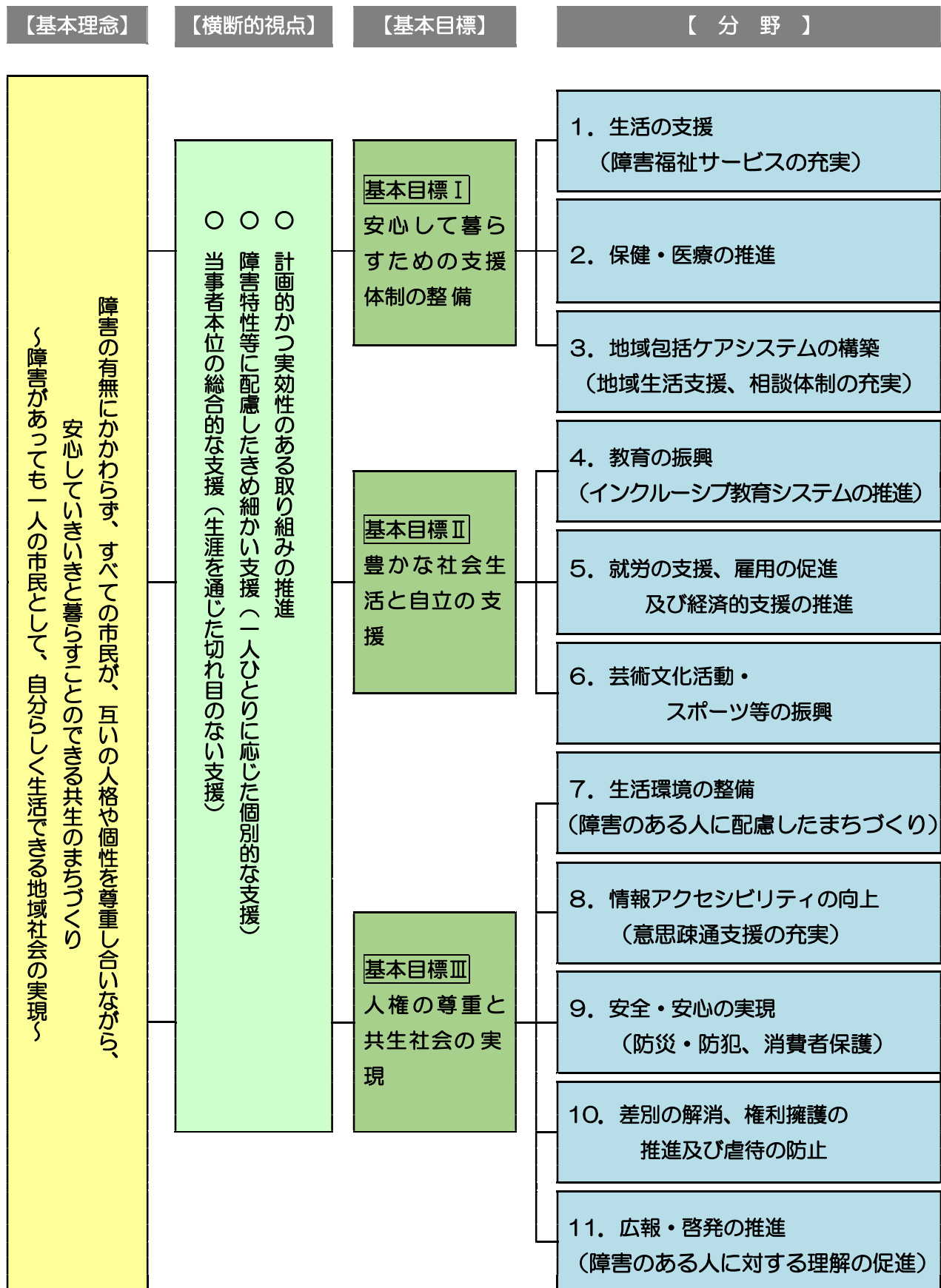
1 計画の性格・位置づけ



2 北九州市障害者支援計画期間（平成30年度～令和4年度）

H30～R4	
北九州市障害者支援計画	
障害者計画	
H30～R2	
第5期 障害福祉計画 第1期 障害児福祉計画	

3 北九州市障害者計画（H30年度～R4年度）の計画の体系及び基本的な施策



(1) 基本目標と施策の分野

【基本目標 I 安心して暮らすための支援体制の整備】

分野1 生活の支援（障害福祉サービスの充実）

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 障害福祉サービスの質の向上等
- (3) 障害のある子どもに対する支援の充実
- (4) 福祉用具等の普及促進

分野2 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (4) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

分野3 地域包括ケアシステムの構築（地域生活支援、相談体制の充実）

- (1) 地域移行支援・地域生活支援の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 地域福祉の充実
- (4) 障害福祉を支える人材の育成・支援

【基本目標 II 豊かな社会生活と自立の支援】

分野4 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における支援の推進
- (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援

分野5 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 障害者雇用の促進
- (3) 障害特性に応じた就労支援
- (4) 福祉的就労の底上げ
- (5) 経済的支援の推進

分野6 芸術文化活動・スポーツ等の振興

- (1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる社会環境の整備
- (3) 多様な生涯学習の充実

【基本目標 Ⅲ 人権の尊重と共生社会の実現】

分野7 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）

- （1）住まい・住環境の整備
- （2）移動しやすい環境の整備等
- （3）アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進
- （4）障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

分野8 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）

- （1）障害のある人に配慮した情報提供の充実等
- （2）意思疎通支援の充実
- （3）行政情報のアクセシビリティの向上

分野9 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）

- （1）防災対策の推進
- （2）防犯対策の推進
- （3）消費者トラブルの防止及び被害からの保護

分野10 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- （1）障害を理由とする差別の解消の推進
- （2）権利擁護の推進、虐待の防止
- （3）行政等における配慮の充実

分野11 広報・啓発の推進（障害のある人に対する理解の促進）

- （1）広報・啓発活動の推進
- （2）障害及び障害のある人に対する理解の促進
- （3）ボランティア活動等の推進